

## 板橋区重層的支援体制整備事業実施要綱

令和8年3月23日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4の規定に基づき、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、板橋区(以下「区」という。)とする。ただし、事業の実施に当たっては、その全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号に規定する事業)
- (2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号に規定する事業)
- (3) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号に規定する事業)
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号に規定する事業)
- (5) 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び第6号に規定する事業)
- (6) 前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

### (会議の設置)

第4条 前条各号に掲げる事業を適切かつ円滑に実施するため、区は、重層的支援会議及び社会福祉法第106条の6に規定する支援会議(以下「会議」という。)を設置するものとする。

### (アドバイザーの委嘱)

第5条 区長は、会議の円滑な運営及び事業全体の質の向上を図るため、学識経験者その他専門的知見を有する者をアドバイザーとして委嘱することができる。

2 アドバイザーの任期は2年以内とし、再任を妨げないものとする。

3 区長は、アドバイザーが職務上の義務に違反し、又は職務の遂行に支障があると認めるときは、任期中であっても解嘱することができる。

(専門的助言者の出席要請)

第6条 区は、会議の個別事案の性質に応じ、医師・弁護士・臨床心理士その他の専門的助言者に対し、必要に応じて会議への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 事業に関わる者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、対象者等の個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 事業に関わる者は、法第106条の4第6項及び法第106条の6第6項に基づき、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

3 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、法第159条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(実施計画の策定)

第8条 事業の実施に当たっては、事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、福祉部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。